

1 はじめに

(1) いじめ防止対策推進法

参考 国「法」 p 1

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめ防止対策推進法は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、各学校は、学校いじめ防止対策基本方針を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、諸塚村教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することを求めている。

参考 国「法」 p 2 1

(2) 諸塚村の教育と村立学校いじめ防止基本方針の特色

参考 諸塚村教育基本方針

諸塚村教育基本方針は、「諸塚村の教育は、人間尊重の精神を基調として、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りとする人と人とが繋がる互縁社会を築くため、人間愛に基づいて、ともに学び合い、支え合う心を養うとともに社会活動において実践することを基本理念とする」ものである。この「ふれあい教育の精神」を基調とした教育は、互縁社会を創造する「FOR YOU (人のためは自分のため)」の精神であり、これからの諸塚を支える教育理念である。

また、諸塚村人権教育基本方針は、基本的人権の尊重を基調とする人権教育の推進を図ることを謳っている。

一方、本村の小中学校の4校の児童会や生徒会では、平成24年9月に「諸塚村いじめゼロ宣言」を作成し、いじめ防止の活動を進めている。その内容は、

諸塚村人権教育基本方針

「かけがえのない命を大切にします

- － いじめは絶対にしません
- － いじめは絶対にさせません
- － いじめは絶対に見過ごしません」

参考 諸塚村「いじめゼロ」宣言

そこで、学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、いじめ防止対策推進法を受け、本村の教育やいじめ防止の取組などを基に、実効性の高い取組を実施して、社会性のある真にたくましい児童生徒の育成と諸塚村いじめ防止基本方針の具体化を目指していかなければならない。本校のいじめ防止基本方針は、いじめの未然防止に力を入れ、ふれあい教育を礎とするいじめを生まない学校風土づくりを目指し、いじめ防止のための年間計画（行動計画）を策定しているところに特色がある。それをPDCAサイクルで評価・改善しながらこの取組を充実させていきたい。

キーワード
実効性ある取組
社会性のある真にたくましい児童生徒の育成

国立教育政策研究所編
生徒指導リーフ11

(3) 学校の実態と学校の特色

本校は、緑豊かな山々に囲まれた全校生徒40名の小規模校である。生徒は素直で明るく穏やかで、地域の方々の協力と理解のもと、充実した学校生活を送っている。授業や係活動等においては、与えられたこと、決められたことに一生懸命に取り組む様子が見られる。生徒は中学校を卒業すると村外に進学しなければならない宿命にあるため、保護者や地域は、子どもたちに15の春までには確実に自立した姿を身に付けさせたいという願いをもっており、それだけに学校への期待も非常に大きい。

2 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義について

いじめの定義については、平成18年度からの定義から、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの基本認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」であることを十分認識するとともに、特に、以下の教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- 1 いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知に努める。
- 2 いじめを受けている生徒をしっかり守る。
- 3 いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 4 諸塚中学校からのいじめの一掃を目指す。

3 未然防止 ～ ふれあい教育を礎とするいじめを生まない学校風土づくり

いじめ問題において、未然防止に取り組むこと、言い換えれば、いじめを生まない学級・学校の風土づくりに取り組むことが最も重要なことである。そのいじめを生まない学校風土づくりには、「児童生徒による絆づくり、教職員による居場所づくり」の積極的な生徒指導の考え方で、本村ならではの「ふれあい教育」による日々の教育活動の取組が大切である。

(1) 居場所づくりや絆づくりを通して

「いじめを生まない」未然防止の取組の一つに、児童生徒一人一人が“いじめなんてくだらない”と言えるよう促す絆づくりが大切である。いじめの背景には、児童生徒のストレスやその原因となる要因等が存在するが、そんなものに負けない、そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしないと見える児童生徒を育てればいじめは減る。それには、人とかかわることを喜びと感じる体験が不可欠である。めんどろだったり、嫌なこともあったりするけど他の人とかかわるのは楽しいし、役に立てたらうれしいと感じる場や機会を作ることによって加害者になることを防ぐことになる。

「絆づくり」とは、「自主的な思いや行動」を基にした共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことである。「絆づくり」を進めるのは児童生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり」である。「居場所づくり」とは、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指している。これからの生徒指導においては、「居場所づくり」にとどまることなく、「絆づくり」を進めていくことが重要である。つまり、教師主導のエクササイズやトレーニングを繰り返すだけでは「絆づくり」にはならない。教職員が「絆づくり」を「してあげる」「させる」という発想を捨てることが大切である。

「いじめの問題に関する総合的な取組について（平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告）」

Q&A p 3心の通い合う対人関係を構築できる社会性のある大人へとはぐみ、いじめを生まない土壌づくり

国立教育政策研究所編
生徒指導リーフ2

国立教育政策研究所編
生徒指導リーフ9

キーワード

居場所づくり、絆づくり
自主的な思いや行動
場づくり
人とかかわることを喜び
と感じる体験

(2) ふれあい教育の推進 ～ 居場所づくりや絆づくりの手立て

ア 子どもの社会性が育つ「異年齢交流活動」

いじめは、児童生徒の社会性や人間関係に起因する問題である。今の子どもたちの社会性の一番の課題は、「社会性の基礎となる部分」、すなわち「人とかかわりたいという意欲・気持ち」そのものが低下しているところにあると考えられる。この「人とかかわりたいという意欲・気持ち」は、自らの体験によってのみ獲得されたものである。他の子どもと遊んだりすることを通して、「人とかかわることは楽しい」「人とかかわることは苦痛なことではない」と感じるところから、「人とかかわり」は始まる。低学年の課題は、「人とかかわることが好き」であり、集団活動に進んで参加できることである。また、学年が上がるにつれ、そうしたかかわりを通して、進んで協力できた、自分から働きかけができた、誰かの役に立つことができた、という集団の一員としての自信や誇りの獲得が課題となる。

本校では、3年生を学校のリーダーとした望ましい生徒集団を構築しながら、自己肯定感、自己存在感、自己有用感が高くコミュニケーション力を身につけた生徒の育成に取り組んでいる。また、ふれあい教育の精神である、共に支え合い、協力し合い、助け合う活動を要素とした学校行事や、生徒会を中心に学年を越えた活動等を工夫しながら社会性の育成を図っていく。なお、本校では「自己肯定感」「自己存在感」「自己有用感」「コミュニケーション力」を下記のように定義して社会性の育成にあたることとする。

○ 自己肯定感

「ありのままの自分でいいんだ」など、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のことである。これが高まると、自分に自信がもて、自分以外の人を受け入れ、支え合えるようになる。

○ 自己存在感

「生徒指導の三機能」の一つで、その人に代わる人が存在しない、かけがえのない存在であるという意味で、児童生徒が他者とかかわりの中でそれが見いだせるとき、生き生きと活動できる。

○ 自己有用感

他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚、これがあれば、他者との関わり合いを否定せず、他者との関係を保ち続けるように努力できると考える。

○ コミュニケーション力

「伝える力」「聴く力」「関係を築く力」

イ 小小連携・小中連携による取組 ～ M・C・I 学習の充実を図ることで

文部科学省のいじめの調査によると、小学校1年から中学校1年までは、学年が進むにつれて認知件数が概ね増加し、以後は、高等学校まで学年が進むにつれて減少する。特に、小学6年から中学1年にかけての認知件数の増加が大きい。これは一般に「中1ギャップ」と呼ばれている問題であり、小学校6年や中学校1年を中心とした心や体の不安を解消する小中連携の充実が重要である。

諸塚村内の小中学校では、「諸塚はひとつ」を合い言葉に、さまざまな小小連携・小中連携を行っている。諸塚村全体で子どもを育てていくという強い意識や自覚をもち、具体的な取組を行っていくことが、学校種を超え教職員に求められている。

国立教育政策研究所

子どもの社会性が育つ「異年齢の交流活動」

キーワード

人とかかわることが好き

国立教育政策研究所

校区ではぐくむ子どもの力 P10

【M学習におけるいじめ防止の視点】

- 1 M1学習・・・村内の同学年の集団が、様々な行事にかかわる経験や体験のなかで絆づくりが進めていけるよう、教師は共に支え合い、協力し合い、助け合う場や機会を意図的に設ける。
- 2 M2学習・・・「人とかかわる喜び」や「自発的な思いや行動」が児童一人一人に得られるように、学習の内容や指導の工夫を行う。
- 3 M3学習・・・小学校高学年と中学生との交流や合同学習を通して、心や体の不安を解消するため、事前・事後の指導を丁寧に行う。
- 4 M4学習・・・村内の教職員が、児童生徒の課題を共有し、各小学校と中学校が一貫した指導を進めるような研修内容に取り組む。

【C学習におけるいじめ防止の視点】

- 地域に住んでいる人とのかかわりを意図的に計画する中で「人とかかわる喜び」を味わわせる指導の工夫や、総合的な学習の時間の目標と関連する「自発的な思いや行動」を大切にしたい学習活動ができるよう工夫する。

【I学習におけるいじめ防止の視点】

- 学校の中だけでなく地域の人とあいさつをすることで、「人とかかわる喜び」や人と人との絆づくりの第一歩であることを実感させるような指導の工夫をする。

キーワード

絆づくりのための意図的な場や機会の設定

「人とかかわる喜び」や「自発的な思いや行動」のための学習内容や指導の工夫

計画的で丁寧な事前・事後指導

一貫した指導の推進のための研修内容の工夫

地域の人との積極的な関わり方の工夫

「あいさつ」を通じた人とかかわる喜びを実感させる工夫

ウ 命や人権を尊重した豊かな心の育成

(ア) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童生徒に理解させることが大切である。また児童生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

人権教育は、全教育活動を通して行うが、特に、いじめの未然防止に関連する題材を扱う学級活動や道徳などの時間では、意図的・計画的に行われるよう年間指導計画に添って実施したり、見直しをしたりすることが大切である。また、読書の推進により、豊かな心をはぐくむことも重要である。

いじめ問題を人権教育の年計への位置付け
読書活動の推進

(イ) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。特に、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童生徒は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての気高さや心遣い、やさしさなどに触れれば、自分自身の生活や行動を反省し、いじめの抑止につながっていく。道徳の授業では、児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分検討した取り扱いが必要である。

【いじめ未然防止の取組】

- 4・9月にいじめ防止に関連する学級活動や道徳の授業を位置づけ、全学年で授業を行う。

いじめ問題と関連する
題材の道徳の時間への位
置付け

エ 分かる授業づくり～日々の学習指導がいじめの未然防止の土壌をはぐくむ

児童生徒にとって、学校生活の中心は授業である。児童生徒一人一人に楽しく分かる授業を実感させることは教師に課せられた重要な責務である。毎日の教科指導において生徒指導の機能を発揮させることは、児童生徒一人一人が生き生きと学習に取り組み、学校や学級の中での居場所をつくることにほかならない。このことには、児童生徒一人一人に自己存在感や自己有用感を味わわせるとともに、自尊感情を育て、自己実現を図るという重要な意義がある。分かる授業を行うことによって、いじめの要因となる自尊感情や自己存在感・自己有用感、そして学力などの低下を防ぎ、自己実現を図っていく働きがあることを教師は強く認識して日々の学習指導に係わっていかなければならない。

生徒指導提要 p 2 3

下記項目を授業づくりの視点として、年間で必ず全職員が授業公開を行う。

【いじめ未然防止の取組】

- 授業の場で児童生徒に居場所をつくる。
- わかる授業を行い、主体的な学習態度を養う。
- 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- 言語活動を充実させ、言語力を育てる。
- 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。
- 学習規律を徹底させる。

授業づくりの視点を基
にした全職員による職員
間の授業公開

生徒指導提要 1～5は
教育課程と生徒指導より
引用

Q&A p 1 0

(チャイム席、正しい姿勢(立腰)、発表の仕方・聞き方)

(3) 保護者や地域の方への未然防止の呼びかけ

P T Aの会合や参観日の懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題や家庭教育の大切さなど具体的に理解してもらうために、家庭教育学級の中での研修会の開催や学校・学級便り、ホームページなどによる広報活動を行う。

【いじめ未然防止の取組】

- 授業参観(オープンスクール)におけるいじめ未然防止に関連する授業参観(道徳、学級活動等)
- P T A総会時の校長の学校経営方針説明、学校便りやホームページ上などにおいて学校のいじめ防止基本方針の公開
- いじめ未然防止に関連する学級活動で、保護者や地域の方の意見の活用
- 人権週間に関連したいじめ防止関連の標語の募集

4 早期発見～児童生徒の変化を敏感に察知

(1) 早期発見の基本

ア いじめの本質を知る

(ア) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(イ) いじめの見えにくさ

- ① いじめは大人の見えないところで行われている
 - ・ 無視する、グループ内の人間関係など客観的に状況を把握しにくい。
 - ・ 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われる形態など
- ② いじめられている本人からの訴えは少ない
 - ・ いじめられている児童生徒には、親に心配をかけたくない、いじめられる自分はだめな人間だ、訴えても大人は信用できない、訴えたらその仕返しが怖いといった心理が働くものである。
- ③ ネット上のいじめは最も見えにくい
 - ・ ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど見えない。家庭への啓発や連携が大事である。

イ 教職員のいじめに気づく力を高める姿勢

- 教師自身の人権感覚を高める。児童生徒一人一人を人格ある人間として、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動が必要である。
- まずは児童生徒を共感的に受け入れるカウンセリング・マインドを高める。集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、児童生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取る感性をもつことが必要である。

(2) 早期発見の手立て

ア いじめ発見チェックリストの活用 別紙参照

- 研修会やいじめ不登校対策委員会などで活用し、定期的に学級の児童生徒を多様な視点から見つめることが大切である。

イ いじめ実態調査アンケートの活用と教育相談

- 被害者や加害者の発見が目的ではない。
 - 誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するために「無記名式アンケート」を実施する。
 - ・ 「早期発見」に役立てようと「記名式アンケート」を行っても、多くは「手遅れ」の事例になる。なぜなら、いじめアンケートで得られる回答の多くは、過去(年度初めや夏休み明け以降などの一定期間)の経験だからである。
 - ・ 現在進行中で、深刻な事例(第三者に相談できないようなもの)であるほど、「記名式アンケート」には回答しづらいものである。アンケートで訴えてきた事例に対応していく姿勢では、そうした深刻な事例ほど見落とししかねない。
 - ・ いじめアンケートを実施する目的は、過去の経験率を知ること、そして今後どの程度に起こりそうかを知ることにある。そのためには、より正確な回答が得られやすい「無記名式アンケート」を用いることが一番である。
- アンケートの内容以上に注意すべきは、実施時の雰囲気である。簡単なアンケートではあっても、ふざけたりしないで正直に答えてほしいことを伝える。また、回収後は児童生徒の目の前で大封筒に入れるなどし、無記名ではあっても匿名性を守る姿勢を見せることが、児童生徒から信頼を得る上で大切である。

国立教育政策研究所編
生徒指導リーフ4より抜
粋

- いじめアンケート（無記名）は、毎月1回行い、同時に、全員対象に教育相談を行う。（教育課程への位置づけ）

いじめアンケートの目的

ウ 日記等の活用

- 日々の家庭学習を行うノートの欄に、日記を書かせることで、担任と児童生徒、保護者との信頼関係を築くことができる。気になる内容は、教育相談や電話、家庭訪問などで迅速に対応する。

実施時の留意点

(3) 教育相談の充実

児童生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。その対応については、細心の注意が必要である。その対応次第で、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなったり、いじめが顕在化したりすることもある。

【事実確認と情報の共有】

- 短時間で正確な事実関係の把握をするため、複数の教職員で対応することを原則とし、校長の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- 把握すべき情報例
 - ・ 誰が誰をいじているのか (加害者と被害者の確認)
 - ・ いつ、どこで起こったのか (時間と場所の確認)
 - ・ どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか (内容)
 - ・ いじめのきっかけは何か (背景と要因)
 - ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか (期間)

Q&A p 14

ア 本人からの訴えに対して

- 全力で守る姿勢と手立てを考えていかなければならない。心のケアと心身の安全の保証をする。
- 事実関係や気持ちを傾聴する。
事実関係の客観的な把握だけにこだわり、状況の聴取だけにならないように気をつける。

イ 周りの児童生徒の訴えに対して

- 他の児童生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 勇気ある行動をたたえ、情報源を絶対に明かさないと伝え、安心させる。

ウ 保護者からの訴えに対して

- 複数教員で丁寧に対応をする。
- 保護者がいじめに気づいたとき、即学校に連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。
- 問題が起こっていないときこそ、保護者に児童生徒のよいところ、気になるところなどを連絡しておく。
- 保護者の気持ちを十分に理解して接する。

キーワード

事実関係と気持ちの傾聴

5 早期対応

(1) 「いじめ不登校対策委員会」を中心とした迅速な対応

【いじめ不登校対策委員会】構成メンバー（※原則、全職員が参加する。）
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭 等

いじめの兆候を発見
直ちに管理職へ報告

正確な実態把握

指導体制、方針の決定

子どもへの指導・支援
と保護者との連携

今後の対応

①緊急の「いじめ不登校対策委員会」を開く。

内容:いじめられた子どもを徹底して見守る態勢整備
(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)
正確な実態把握のための態勢作り
(複数での対応をするための役割分担)
(被害者やいじめを知らせに来た子を守るための
場所や時間への配慮)

②加害者、被害者双方と、周りの子どもから個々に聞き取りを行い、記録する。

ア 誰が誰をいじめているのか。 **加害者被害者の確認**
イ いつ、どこで起こったのか。 **時間と場所の確認**
ウ どんな内容のいじめか。
どんな被害を受けたのか。 **内容**
エ いじめのきっかけは何か。 **背景と要因**
オ いつごろからどのくらい続いているのか。 **期間**
※配慮事項1～短時間で正確な事実関係を把握する
ために、複数の教職員で対応し、校長の指示のもと
教職員間の連携と情報共有を随時行う。
※配慮事項2～保護者への第1報対応は、管理職を入れた
複数の職員で対応し事実に基づいて丁寧に行う。

③指導方針を明確にし、全職員へ共通理解を図る。

ア いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くこ
とを最優先に、迅速な指導を行う。
イ 学校全体で組織的に対応し、教職員の明確な役
割分担を行う。
ウ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

④被害者への支援と加害者への指導並びに保護者との 連携

ア 被害者への支援～児童生徒が安心できる場所を
確保し、心配や不安を取り除く。
イ 加害者への指導～いじめた相手の苦しみや痛みに
思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめ
は決して許されない行為である」という人権意識
をもたせる。
ウ 保護者との連携～第2報も、直接会って事実経
過と具体的な対策を話す。協力を求め、今後の学
校との連携方法を話し合う。

⑤継続した指導や支援を行う。

ア いじめが解消されたと思われる場合でも、引き
続き十分な観察を行う。(日常の観察、教育相談)
イ いじめられた児童生徒のよさを見つけ、褒める、
認めるなど肯定的に関わり自信を高めていく。
ウ 加害者・被害者双方にカウンセラーや関係機関
の活用を含め、心のケアを図る。
エ いじめ発生を好契機とした事例を検証し、再発
防止や未然防止に具体的に取り組む。

(2) いじめ発生時の対応の配慮事項

	児童生徒に対して	保護者に対して
<p>いじめられた児童生徒に対して</p> <p><u>保護者に不信感をもたれる禁句</u></p> <p>子どもさんも悪いところがある。 家庭での甘やかしが問題。学級ではいじめはない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認をするとともに、まず、つらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。 ・「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝える。 ・必ず解決ができる希望をもてることを伝える。 ・自信をもたせることばなどをかけ、自尊感情を高めるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発見したその日に、管理職と担任が家庭訪問等で保護者に会い、現時点の事実を伝える。 ・指導方針や随時事実の報告などを誠意をもって伝えていく。 ・保護者のつらい気持ち・不安な気持ちを共感的に受け止める。 ・家庭と学校が連携して、解決へ向け取り組むことを伝える。 ・家庭での子どもの些細な変化にも注意してもらい学校へそのことを伝えるように依頼する。
<p>いじめた児童生徒に対して</p> <p><u>保護者と信頼関係を築いていない場合の保護者の言葉</u></p> <p>・いじめられる理由がある。学校の指導が悪い。なぜ早く連絡しないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童・生徒の背景にあるものにも目を向け指導をする。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職と学級担任など複数で保護者と会い、正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を一緒に考え、それを依頼する。 ・子どもの変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え具体的な助言を与える。
<p>周りの児童・生徒に対して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者だけの問題とせず、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。 ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体へ示す。 ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。 ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの取組を、年間を通して保護者に知らせ、日頃から信頼関係を築き、協力が得られる関係づくりをする。

6 ネット上のいじめの対応

諸塚村内の小・中学生の中では、携帯電話やスマートフォン、パソコンの個人の所有は、極めて少なく、それらを持っている児童生徒も保護者の管理が行き届いている。しかし、15の春を迎え、村外へ進学していく子どもたちは、情報化時代の様々な機器の功罪を受けていく。その点を踏まえ、「ネット上のいじめ」が、将来的には起こり得ることに備え、十分な情報モラル教育が必要である。また、保護者の携帯電話やスマートフォン等を使用した経験は、多くの児童生徒が持っている。このことを考慮すると、保護者の意識啓発とともに家庭教育との連携も欠かすことはできない。

これらのことから、国内の子どもたちの「ネット上でのいじめ」を、本校でも直視し、もしかしたら起こり得るかもしれない危機感と、将来のためにも育んでいかなければならない情報モラルの必要性に鑑み、具体的にいじめ防止基本方針の重要な項目の一つとして取り上げる。

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

引用：「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集
(H20.11文科省)

(2) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応

ア 被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切である。また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行くことが重要である。

引用：「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集
(H20.11文科省)

イ 加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要である。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある場合がある。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められる。

ウ 全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、下記児童生徒への指導のポイントを参考に、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要である。

(3) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会をもち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要である。

加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネット等の利用の在り方についての説明を行うことが必要である。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となる。

(4) 情報モラル教育の指導の充実

情報モラルを教育課程上で適切に位置づけて系統的・計画的に指導していく。
(年間計画は別紙参照。～領域、目標・ねらい、内容、指導時期を明示)

(5) 保護者への啓発と家庭・地域との連携

「ネット上のいじめ」は、他のいじめより把握しにくく、家庭との連携が特に必要である。保護者への啓発をあらゆる機会を捉えて行う必要がある。また、本校は地域に支えられた学校でもあるので、地域への啓発も合わせて行っていく必要がある。

7 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) いじめ不登校対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法第22条では、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」が明示され、本校では「いじめ不登校対策委員会」がその役割を受け持つ。

ア いじめ不登校対策委員会構成メンバー（※原則として、全教職員であたる。）

○ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年代表、養護教諭等

イ ねらい

○ 本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。措置とは、未然防止から対応に至る直接的なこと、いじめ防止等に関する教職員の資質向上のための職員研修、教育課程に位置づけて行われる取組の企画や実施、計画実施のチェックや各取組の有効性の検証、学校いじめ防止基本方針の見直し等である。

ウ 開催時期

○ 毎月1回開催し、必要に応じて緊急的に開催する。

エ 他の機関との連携

○ 諸塚村子ども支援協議会（いじめ防止対策協議会）との連携を図る。

(2) いじめ防止のための年間計画（行動計画）

未然防止の取組や早期発見、ネット上のいじめ、職員研修について、年間を通して、実効的な取組となるよう年間計画を作成した。(別途資料参照)

(3) 重大事態への対応

※①～③は対応の順番を表す。

① いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を村教育委員会へ報告

② 重大事態の発生

- 村教育委員会に重大事態の発生を報告(村教育委員会は村長へ報告)
 - ア 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手)
 - ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったとき」

③ 村教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

ア 学校を調査の主体とした場合

- 村教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる

(ア) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※ 第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

(イ) 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)

※ 関係者の個人情報に十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※ 得られたアンケートは、いじめた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

国立教育政策研究所編
生徒指導リーフ12より引用

(エ) 調査結果を村教育委員会に報告（村教育委員会は村長へ報告）

※ いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

イ 村教育委員会が調査主体となる場合

○ 村教育委員会の指示の下、資料提出など調査の協力

(4) 関係機関との連携

ア 諸塚村子ども支援協議会との連携

諸塚村子ども支援協議会の目的の一つに、「いじめや不登校などのない豊かな教育環境を創造し、子どもの健全な発達に努める教育の推進に寄与すること。(村立学校におけるいじめ問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援を行う。)」とある。本校のいじめ問題についての取組を、多方面の立場から意見をもらうことでよりよく実効的なものへと改善していったり、早期発見等の貴重な情報をもたらったりすることができる。

イ いじめ防止対策推進法と村教育委員会いじめ防止附属機関との関連

- ・第23条1項 いじめを受けたと思われる学校への保護者・一般からの通報
- ・同 2項 学校は通報があったことを村教育委員会へ報告義務
- ・第24条1項 村教委は、学校へ必要な支援、若しくは、必要な措置を講ずることを指示
当該報告に係る事案についての調査を必要に応じ、村教育委員会いじめ防止附属機関を活用

ウ 学校以外の相談窓口の児童生徒への周知

- ・ 県教育研修センター ふれあいコール
※月～日（祝日、年末年始等は休み）
※8：30～21：00
※0985-38-7654、0985-31-5562
- ・ 県中央福祉センター こども・ほほえみダイヤル
※通年（土・日、祝日休みなく）9：00～24：00
- ・ 宮崎県警察 ヤングテレフォン
※日向警察署 0982-53-6860
※毎日24時間
- ・ 法務局 子ども人権110番（0120-007-110）
インターネット人権相談（「こどもじんけんSOS-eメールで検索）
- ・ ネットいじめ目安箱 県研修センター（目安箱サイトは24時間受け付け）

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

学校評価においては、いじめ問題を取り扱うにあたり、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

諸塚村いじめ防止基本方針

p.9 学校評価・教員評価
における留意事項

ア いじめ問題への取組に関するチェックシート（取組評価を教職員自身が行う）
年間2回のいじめ問題への職員研修を計画しているが、その中で結果を活用し、改善策を立てる。取組に対しての職員の評価と改善は、年度末の学校評価委員会の資料として活用する。（アンケートは職員研修前に実施）

※別紙参照 【参考 文科省：いじめ問題への取組に関するチェックシートを基に作成】

イ 取組評価アンケート（児童生徒に対してアンケートを行い取組の効果を検証）
いじめの未然防止のために年間計画に位置づけられている取組の効果を検証するために、国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究授業」で活用されているアンケートを用いる。実施期日は、5月と1月を予定しており、実態の変化を掴む。※別紙参照（取組評価アンケート）

Q&A p 22

PDCAサイクル用「取組評価アンケート」

8 職員研修の充実

いじめ問題への学校全体で一体となった取組、いじめ問題への教職員の資質向上などには職員研修の充実が欠かせない。職員研修の年間を通した内容を位置付けていく。

月	研 修 内 容
4月当初	村・学校いじめ防止基本方針の共通理解と年間の研修計画
7月 夏季休業中	職員による「取組チェックシート」を基に、取組の評価と改善策事例研修
12月初め	人権週間の取組（人権教育担当よりの提案を基に実施）
12月 冬季休業	職員による「取組チェックシート」を基に、取組の評価と改善策事例研修
3月	まとめ（いじめ問題の取組の成果と課題）

【学校いじめ防止基本方針策定にあたっての参考文献】

- いじめ防止対策推進法
- 宮崎県いじめ防止基本方針
- 諸塚村いじめ防止基本方針
- 国立教育政策研究所編 生徒指導リーフ1～12
- いじめの問題に関する総合的な取組について（平成8年7月児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議）
- 国立教育政策研究所編 子どもの社会性が育つ「異年齢の交流活動」
- 国立教育政策研究所編 校区ではぐくむ子どもの力
- 生徒指導提要（文部科学省）
- 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（文部科学省 H20.11）
- いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）